

答申第96号

(諮問第112号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年4月28日付けで行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成27年4月16日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ・ 試し出勤に対する所属長意見書（平成〇〇年〇月〇〇日付）における私の情報
- ・ 平成〇〇年〇〇月〇〇〇〇日の〇〇法務局〇〇〇支局の法務事務官による〇〇〇〇への聴取内容における私の情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書として「試し出勤に対する所属長意見書」（以下「文書1」という。）並びに「〇〇法務局〇〇〇支局人権相談に係る面談記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日分）（以下「面談記録〇〇日分」という。）」及び「〇〇法務局〇〇〇法務局に寄せられた人権相談に係る面談（同月〇〇日分）（以下「面談記録〇〇日分」という。）」（以下「文書2」という。）を特定し、それぞれ次の理由により一部開示決定を行い、平成27年4月28日付けで異議申立人に通知した。

(1) 文書1の一部を開示しない理由

条例第15条第3号該当

（試し出勤を希望する職員に関する評価等に関する情報が記録されており、これらを開示することにより、将来の同種の事務において記入者（所属長）が当該職員から誤解や非難、反発等を受けることを懸念して評価等を率直に記載することをためらうなど、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）

(2) 文書2の一部を開示しない理由

ア 条例第15条第2号該当

（〇〇〇〇〇職員及び〇長と〇〇法務局〇〇〇法務局職員のやりとりした内容等が記録されており、あなた以外の個人に関する情報であるため。）

イ 条例第15条第7号該当

(国の人権相談業務において、〇〇〇〇〇職員及び〇長と〇〇法務局〇〇〇法務局職員のやりとりした内容等が記録されており、これらを開示すると、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の一部開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第6条の規定により、平成27年5月7日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行った全ての情報の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該文書は異議申立人本人に関する情報であり、全ての個人情報について開示することが妥当である。
- (2) 異議申立人の職場復帰に向けての所属長としての意見等は、既に所属長から異議申立人について詳しく説明されている内容であり、異議申立人が知り得ている情報である。よって、情報を開示することによって今後の人事管理などに支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。

また、実施機関の関係職員や〇長が〇〇法務局〇〇〇支局の職員のやりとりをした内容を取りまとめた面談記録の情報は、既に異議申立人が〇〇法務局〇〇〇支局の職員から聞いた情報であり、開示することによって適正な事務の遂行などに支障を及ぼすものではない。よって開示されるべき情報である。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

今回、一部開示決定した文書1は、異議申立人の試し出勤に対する所属長としての意見が記録されたものであり、文書2は、〇〇〇〇〇職員及び〇〇〇〇〇長が〇〇法務局〇〇〇支局職員とやりとりをした内容が記録されたものである。

文書1は、精神神経系疾患による長期療養職員の職場復帰支援制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて作成され、異議申立人の職場復帰に向けての所属長としての意見等が記録されていることから、このような情報を開示することにより、記載された内容に納得しない当人から作成者に対し、いわれのない誤解や非難等がなされるおそれがあることから、作成者がありのままを作成する

ことを躊躇したり、関係者の協力が得られなくなった場合、今後の人事管理における個人の評価・指導・診断等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

文書2は、異議申立人の人権相談に基づき、〇〇法務局〇〇〇支局職員と〇〇〇〇〇〇の職員及び〇〇〇〇〇長が面談を行った際の記録であり、その内容は、異議申立人以外の個人に関する情報であると認められる。

また、文書2に記載された内容に納得しない当人から関係職員等に対し、いわれのない誤解や非難等がなされるおそれもあることから、国の人権相談業務において適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

第5 審査会の判断

審査会は、文書1及び文書2を見分した上で、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件開示請求対象文書及び不開示個人情報について

本件開示請求対象公文書である文書1は、異議申立人が試し出勤を行った際に作成された試し出勤に対する所属長の意見等を記載したものであり、文書2は、〇〇法務局〇〇〇支局が、異議申立人から当時の所属長に暴言を吐かれたという人権相談を受けて、当該支局職員が〇〇〇〇〇職員及び〇〇〇〇〇長に対して行った面談内容を記録したものである。

ここでの人権相談とは、法務局の職員や人権擁護委員が相談に応じ、「人権を侵害された」という申告を受けた場合に、人権侵害事件として人権侵害の有無を確認するための調査を行うとともに、当事者の利害・主張の調整を行うなど、事案の円満な解決を図ることを目的としたものである。なお、この調査は、あくまで関係者の協力によるいわゆる任意のものであり、強制的なものではない。

原処分において不開示とされた部分は、文書1のうち「1. 休暇・休職中の本人の状況」、「2. 職場復帰についての所属長の考え、将来の対策」及び「3. 試し出勤を適用する場合の所属長としての対応策」並びに「4. 本人が職場復帰のために今後必要と思われること」欄に記載された意見と、文書2のうち面談記録（〇〇日分）における質問及び回答欄並びに面談記録（〇〇日分）における〇〇法務局〇〇〇支局職員及び〇〇〇〇〇長が発言した部分の全てである。

2 文書1について

条例第15条第3号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより、事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることをいい、

将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

文書1の当該不開示部分には、試し出勤の適用に当たって異議申立人の休暇・休職中の状況や職場復帰に向けた所属長の率直な見解や評価、所属としての対応策等についての考えが実施要綱に基づき記載されており、これは、個人の評価、指導等に関する情報に該当する。

これらの情報は、異議申立人の認識とは必ずしも一致しない場合があることが予想され、当該不開示部分を開示することとなると、将来の同種の事務において本人から誤解や非難、反発等が生じることを懸念し、意見者が今後の事務において、適切な評価等を記載しない可能性があり、人事管理上の評価、指導に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第15条第3号の不開示情報に該当すると認められる。

3 文書2について

条例第15条第2号は、開示しないことができる個人情報として「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」と規定している。

同条第7号は、開示しないことができる個人情報として「県の機関、国等の機関（略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、（略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

面談記録（〇〇日分）における質問欄及び回答欄並びに面談記録（〇〇日分）における〇〇法務局〇〇〇支局職員及び〇〇〇〇〇長の発言部分は、〇〇法務局〇〇〇支局職員が異議申立人の人権相談に基づいて、人権侵犯の疑いのある事案についての聞き取り調査として、〇〇〇〇〇職員及び〇〇〇〇〇長に対し質問を行ったこと、それに対する回答が記載されたものである。

人権侵犯事件に係る聞き取り調査は、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと考えられる。このため、これらの情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になり、調査に協力することを拒否するようになるなど、今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分については、条例第15条第2号について判断するまでもなく、同条第7号の不開示情報に該当すると認められる。

4 結論

以上のことから、本件不開示情報は条例第15条第3号及び第7号の不開示情報に該当し、実施機関が一部開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 6月16日	諮 問
平成27年12月16日	事案審議（平成27年度第9回審査会）
平成28年 1月27日	事案審議（平成27年度第10回審査会）
平成28年 2月24日	審議審議（平成27年度第11回審査会）
平成28年 3月23日	答申決定（平成27年度第12回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	前大分県商工会議所連合会専務理事	会長代行
松 尾 和 行	大分合同新聞社上席執行役員 論説編集委員室長	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
竹 内 敏 夫	元大分市植田支所支所長補佐	